栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領

(平成22年3月12日制定)

(目的)

第1条 この要領は、県が発注する物品の購入及び賃借、製造の請負並びに業務の委託(建設工事に係るものを除く。以下「県調達等」という。)の契約の適正な履行を確保するため、競争入札参加資格者名簿に登載された者(以下「有資格業者」という。)が、契約違反、贈賄、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)違反行為又はその他の不正行為等を起こした場合における指名停止等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

- 第2条 知事は、有資格業者が別表各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、第9条 に定める栃木県競争入札参加資格者指名停止審査会(以下「審査会」という。)に諮り、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名 停止を行うものとする。
- 2 知事は、別表第7号の措置要件を事由として指名停止を行うときは、あらかじめ 警察本部長の意見を聴くものとする。
- 3 知事が指名停止を行ったときは、県調達等の発注を行おうとする課所長(栃木県財務 規則(平成7年栃木県財務規則第12号)第2条に規定する課及び公所の長をいう。)は、 契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。 当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(指名停止の期間の特例)

- 第3条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。
- 2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする。
 - 一 別表各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、それぞれ同表各号の措置要件に該当することとなったとき。
 - 二 別表第3号から第5号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第3号から第5号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)。
- 3 知事は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前 2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停 止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

- 4 知事は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を 生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定め る必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍(当該長期の2倍が36か月を 超える場合は36か月)まで延長することができる。
- 5 知事は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第4条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、別表第4号の(1)又は第5号の(1)に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。
- 6 知事は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明 らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

- 第4条 知事は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより 指名停止を行う際に、有資格業者が独占禁止法違反等の不正行為により次の各号の一に 該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。
 - 一 談合情報を得た場合、又は本県の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第4号の(1)、同号の(2)のア、第5号の(1)又は同号の(2)に該当したとき。
 - 二 別表第4号又は第5号に該当する有資格業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の7第1項。以下同じ。)若しくは談合(刑法第96条の6第2項。以下同じ。)に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。
 - 三 別表第4号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の 適用があったとき。
 - 四 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第4号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。
 - 五 本県又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第4号の(1) 又は第5号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(指名停止の通知)

- 第5条 知事は、第2条第1項の規定により指名停止を行い、第3条第5項の規定により 指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当 該有資格業者に対し、遅滞なくそれぞれ様式第1号、様式第2号又は様式第3号により 通知するものとする。ただし、知事が通知する必要がないと認める相当の理由があると きは、通知を省略することができる。
- 2 知事は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由 が県調達等に係るものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。
- 3 知事は、指名停止等の措置を行ったときは、様式第4号により関係部局長等に対し遅 滞なく通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第6条 課所長は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。 ただし、取引の相手方が特定され、かつ、他の者に替えがたい場合や、災害時における 緊急を要する調達等、特にやむを得ない事由があると認められる場合は、この限りでは ない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第7条 知事は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有 資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(契約違反及び不正行為等の報告)

第8条 課所長は、所管する県調達等について、有資格業者が別表各号の措置要件のいずれかに該当すると認めたときは、速やかに契約違反等報告書(様式第5号)を作成し、 幹事課長(栃木県財務規則第2条に規定する幹事課長をいう。)を経て会計局長に報告 しなければならない。

(審査会の設置)

- 第9条 指名停止の措置に関し審査するため、審査会を置く。
- 2 審査会の構成、運営その他については、別に定める。

(指名停止措置の公表)

第10条 知事は、第2条第1項の規定により指名停止の措置を行ったときは、当該有資格 業者名等について公表するものとする。

(その他)

第11条 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。ただし、措置の原因となる事実又は行 為が平成22年3月31日以前に発生したものについては、従前の例による。
- 2 栃木県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成9年10月1日施行。以下「旧要綱」という。)は廃止する。
- 3 この要領の施行の際、現に旧要綱の規定によりなされている指名停止措置は、この要 領の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 条件付き一般競争入札実施要領(平成21年4月1日施行)の規定中「栃木県指 名競争入札参加資格者指名停止措置要綱」を「栃木県競争入札参加資格者指名停止等 措置要領」に改める。

附則

この要領の改正は、平成24年4月1日から適用する。

附則

この要領の改正は、平成25年4月1日から適用する。

附則

この要領の改正は、平成28年4月1日から適用する。

附則

この要領の改正は、令和3(2021)年4月1日から適用する。

 会管第
 号

 年
 月

 日

住所又は所在地 商号又は名称 代表者職氏名

様

栃木県知事

指名停止通知書

このたび、貴が(の) ① ことは誠に遺憾です。 よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知します。 今後は、このような事態が生ずることのないよう十分注意願います。

記

- 1 指名停止の期間 ②
- 2 指名停止の理由 ③
 - (注) ① 措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
 - ② 指名停止期間の始期及び終期を記載する。
 - ③ 措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。

会管第号年月

住所又は所在地 商号又は名称 代表者職氏名

栃木県知事

指名停止期間変更通知書

様

先に 年 月 日付け 第 号をもって貴 の指名停止を行った旨 を通知したところですが、このたび、下記のとおり指名停止の期間を変更したので通知し ます。

記

- 1 従前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変更の理由

会管第号年月日

住所又は所在地 商号又は名称 代表者職氏名 様

栃木県知事

指名停止解除通知書

先に年月日付け第号をもって貴の指名停止を行った旨を通知したところですが、年月日これを解除したので通知します。

会管第号年月

各 部 長 様

会 計 局 長

契約違反等を行った有資格業者に対する措置について(通知)

別紙指名停止(指名停止期間変更・指名停止解除)通知書写しのとおり、指名停止を決定(変更・解除)したので通知します。

記号 第 号年 月 日

会 計 局 長 様

課 所 長

契約違反等報告書

栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

契	約 名	
発	注 者	
(戸	所管課名)	
違	反等の	
発	生 日 時	
違	反等の	
発	生 場 所	
有	商号又は	
資	名 称	
格	代表者の	
	職氏名	
業	住所又は	
者	所 在 地	TEL
契		
約		
違		
反		
等		
の		
内		
容	別表の区分	第 号 要件 に該当
- 11		

指名	停	止措	雷	の概要	互
1H.H	11 -	TT- 1 E		~ / Pyu >	١.

1 指名停止措置業者

業者の商号又は名称	住所又は所在地

2 指名停止措置期間

年 月 日から 年 月 日まで()

- 3 指名停止措置の範囲 栃木県が発注する調達等(建設工事に係るものを除く。)
- 4 事実概要
- 5 指名停止措置理由

〔指名停止等措置要領別表第 号〕

措	置	要	件	期	間

本件問い合わせ先

栃木県 ○○○○部 ○○課 ○○○担当

栃木県宇都宮市塙田1-1-20

電話: (N W) 500-000

: 0 2 8 - 6 2 3 - 0 0 0

別 表 (第2条関係)

	区分	措置	要件	期間
1	虚偽記載	県調達等の契約に係る一般第 いて、各種許可証又は証明書その 虚偽の記載をし、契約の相手方と られるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内	
2	契約違反	県調達等の契約履行に当たり 手方として不適当であると認め	当該認定をした日から 1か月以上 4か月以内	
	贈賄	(1) 次のアからウに掲げる者 が本県の職員に対して行っ た贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴 を提起されたとき。	アー代表役員等	逮捕又は公訴を知った日 から 6か月以上 24か月以内
			イ 一般役員等	5か月以上 18か月以内
			ウ・使用人	3か月以上 12か月以内
		(2) 次のアからウに掲げる者が本県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	ア 代表役員等	逮捕又は公訴を知った日 から 5か月以上 18か月以内
3			イ 一般役員等	3か月以上 12か月以内
			ウ 使用人	2か月以上 6か月以内
		(3) 次のアからウに掲げる者が本県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	ア 代表役員等	逮捕又は公訴を知った日 から 5か月以上 18か月以内
			イ 一般役員等	2か月以上 6か月以内
			ウ 使用人	1 か月以上 3 か月以内

	(1) 県調達等に関し、独占禁止流に違反し、刑事告発を受けた。 人の役員若しくは使用人又は しくはその使用人が刑事告発 合を含む。ただし、当該調達等 (平成7年12月8日条約第2 が含まれる場合に限る。)。	刑事告発、逮捕又は公訴 を提起されてから 12か月以上 36か月以内	
4 独占禁止法違 反行為	(2) 次のアからウに掲げる場合において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認め	ア 県調達等にかかる違 反行為	当該認定をした日から 6か月以上 24か月以内
		イ 本県内における調達 等にかかる違反行為 (上記アに掲げる場合 を除く。)	5か月以上 18か月以内
	られるとき。	ウ 上記ア及びイ以外の 調達等にかかる違反行 為	3か月以上 12か月以内
	(1) 県調達等に関し、有資格等 くは使用人又は有資格業者で 用人が競売入札妨害又は談合 は逮捕を経ないで公訴を提起 に政府調達に関する協定の選 る場合に限る。)。	刑事告発、逮捕又は公訴 を知った日から 12か月以上 36か月以内	
5 競売入札妨害 又は談合	(2) 県調達等に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容 捕を経ないで公訴を提起され 場合を除く。)。	逮捕又は公訴を知った日 から 6か月以上 24か月以内	
	(3) 次のア又はイに掲げる者が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(上記(1)及び(2)	ア 代表役員等 イ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日 から 5か月以上 18か月以内 3か月以上
	に掲げる場合を除く。)	又は使用人	12か月以内

	(1) 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠	当該認定をした日から
	実な行為をし、契約の相手方として不適当と認められる	1か月以上
	とき。	9か月以内
6 不正又は	(2) 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が、禁錮以上	当該認定をした日から
不誠実な行為	の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁	
	錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告さ	1か月以上
	れ、契約の相手方として不適当であると認められると	9か月以内
	き。	
	 (1) 有資格業者である個人、有資格業者の役員等又は有資	当該認定をした日から6
	格業者の経営に事実上参加している者が、暴力団員であ	か月を経過し、かつ、改
	ると認められるとき。	善されたと認められるま
	2 C BUCO 24 C.2 C C 0	での期間
	(2) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自	当該認定をした日から
	己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第	
	三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用する	2か月以上
	などしていると認められるとき。	6か月以内
7 暴力団等	(3) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴	当該認定をした日から
4 条/月回号	力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する	
	など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力	2か月以上
	し、若しくは関与していると認められるとき。	6か月以内
	(4) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴	当該認定をした日から
	力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると	2か月以上
	認められるとき。	6か月以内
	(5) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴	当該認定をした日から
	力団員であることを知りながら、これを不当に利用する	2か月以上
	などしていると認められるとき。	6か月以内